別表三付表三　合併及び残余財産確定の場合の調整額の計算に関する明細書

課税事業年度	・　・	法人名	

前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算

被合併法人名	合併の日	直前の課税事業年度	左の月数	被合併法人確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(2)}{(1)} \times \frac{\text{前期開始の日から合併の日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$
			1	2	3
	平・・	平・・ 平・・	月	円	円
	平・・	平・・ 平・・			
前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額（(3)の合計）	4				

前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算

被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終課税事業年度	左の月数	被合併法人等確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(6)}{(5)} \times \frac{\text{前期開始の日から合併の日の前日又は残余財産確定の日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$
			5	6	7
	平・・	平・・ 平・・	月	円	円
	平・・	平・・ 平・・			
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額（(7)の合計）	8				

当期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算

被合併法人名	合併の日	直前の課税事業年度	左の月数	被合併法人確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(10)}{(9)} \times \left(\text{合併の日から当期開始の日以後6月を経過した日の前日までの期間の月数}\right)$
			9	10	11
	平・・	平・・ 平・・	月	円	円
	平・・	平・・ 平・・			
当期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額（(11)の合計）	12				

当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算

被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終課税事業年度	左の月数	被合併法人等確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(14)}{(13)} \times \left(\text{合併の日又は残余財産確定の日の翌日から当期開始の日以後6月を経過した日の前日までの期間の月数}\right)$
			13	14	15
	平・・	平・・ 平・・	月	円	円
	平・・	平・・ 平・・			
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額（(15)の合計）	16				

新設適格合併による加算調整額の計算

被合併法人名	直前の課税事業年度	左の月数	被合併法人確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(18)}{(17)} \times 6$
		17	18	19
	平・・ 平・・	月	円	円
	平・・ 平・・			
新設適格合併による加算調整額（(19)の合計）	20			

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表三付表三　記載要領

1　この表は、連結親法人が法第16条第４項から第６項までの規定の適用を受ける場合又は連結親法人以外の普通法人が同条第４項若しくは第５項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算」の各欄は、法第16条第４項第１号に掲げる期間内に同条第１項に規定する法人を合併法人とする適格合併（連結内合併（同条第２項第２号に規定する連結内合併をいう。以下この号において同じ。）及び法人を設立するものを除く。）が行われた場合又は同条第６項第１号若しくは第２号に掲げる期間内に同項に規定する連結子法人を合併法人とする適格合併（同項第１号に掲げる期間内に行われるものにあっては法人を設立するものを除き、同項第２号に掲げる期間内に行われるものにあっては連結内合併を除く。）が行われた場合に記載すること。